

静岡市規則第 8 号

静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 8 年 2 月 26 日

静岡市長

難波喬司

静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市自転車等駐車場条例施行規則（平成15年静岡市規則第227号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とする。

第15条第1項中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場」を「指定管理駐車場」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場指定管理者指定申請書」を「指定管理駐車場指定管理者指定申請書」に改め、同条第1号中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場事業計画書」を「指定管理駐車場事業計画書」に改め、同条第2号中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場事業計画に関する収支予算書」を「指定管理駐車場事業計画に関する収支予算書」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場利用料金承認申請書」を「指定管理駐車場利用料金承認申請書」に改め、同条第2項中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場利用料金承認証」を「指定管理駐車場利用料金承認証」に改め、同条第4項中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場」を「指定管理駐車場」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項中「市長等」を「市長」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「により」の次に「市長が」を、「取り付けた日」の次に「又は指定管理者が警告を行った日」を加え、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加え、同条を第10条とし、第8条を第9条とする。

2 指定管理者は、条例第15条第1項に規定する自転車等があるときは、指定管理者が市長の承認を得て別に定めた方法により、当該自転車等に警告を行うものとする。

第7条第1項中「市長等」を「市長」に改め、同条第2項中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の駐車場」を「有料駐車場」に改め、「(利用期間が1月である者を除く。)」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第8条とする。

3 指定管理駐車場の定期利用許可の取消しに係る手続については、指定管理者が、市長の承認を得て別に定めるものとする。

第6条第1項中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の駐車場」を「有料駐車場」に改め、同条第3項中「市長が別に定める」を「次の各号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除する駐車料金の額は、当該各号に定める額とする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 国又は地方公共団体が公用のために利用するとき 駐車料金の全額
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている者 駐車料金の全額
- (3) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者 駐車料金の全額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が減額し、又は免除する必要があると認める額

第6条に次の1項を加え、同条を第7条とする。

4 駐車料金の減額又は免除を受けた者は、減額又は免除を受けた理由が消滅したときは、市長に届け出なければならない。

第5条第1項中「条例第6条第1項に規定する」及び「（静岡市清水駅東口自転車等駐車場、静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場、静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場、静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場及び静岡市草薙駅北口自転車等駐車場を除く。）」を削り、同条第2項中「静岡市清水駅東口自転車等駐車場、」及び「、静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場、静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場及び静岡市草薙駅北口自転車等駐車場」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第6条とする。

3 指定管理駐車場の一時利用に係る手続については、指定管理者が、市長の承認を得て別に定めるものとする。

第4条中「、定期駐車票又は定期使用証」を「又は定期駐車票」に、「市長等」を「市長」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

2 指定管理駐車場における定期利用に係る利用証等を紛失した場合の手続については、指定管理者が、市長の承認を得て別に定めるものとする。

第3条中「市長等」を「市長」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第4条とする。

2 指定管理駐車場の定期利用の変更の手続については、指定管理者が、市長の承認を得て別に定めるものとする。

第2条第1項中「第6条第3項」を「第6条第2項」に、「有料駐車場」の次に「（以下「有料駐車場」という。）」を加え、「市長等（静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の駐車場にあつ

ては市長を、静岡市清水駅東口自転車等駐車場にあつては条例第20条の規定による指定を受けて駐車場の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「市長等」を「市長」に改め、同条第4項及び第5項中「定期利用許可を受けた」を「市長から定期利用許可を受けた」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第3条とする。

6 条例第5条に規定する指定管理駐車場（以下「指定管理駐車場」という。）の定期利用の許可の手続については、条例第19条の規定による指定を受けて駐車場の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が、市長の承認を得て別に定めるものとする。

第1条の次に次の1条を加える。

（車両制限）

第2条 条例第4条に規定する車両の制限は、別表に定めるとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

名称	駐車対象車両
静岡市青葉通り自転車等駐車場	自転車 原動機付自転車
静岡市追手町自転車等駐車場	
静岡市黒金町西第1自転車等駐車場	自転車
静岡市黒金町西第2自転車等駐車場	自転車 原動機付自転車
静岡市黒金町東第1自転車等駐車場	
静岡市黒金町東第2自転車等駐車場	
静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場	自転車 原動機付自転車 自動2輪車
静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場	自転車 原動機付自転車
静岡市森下町自転車等駐車場	
静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場	
静岡市用宗駅自転車等駐車場	自転車 原動機付自転車 自動2輪車
静岡市安倍川駅東口第1自転車等駐車場	自転車 原動機付自転車
静岡市安倍川駅東口第2自転車等駐車場	自転車 原動機付自転車 自動2輪車
静岡市清水駅西口第1自転車等駐車場	自転車 原動機付自転車
静岡市清水駅西口第2自転車等駐車場	
静岡市清水駅東口自転車等駐車場	

静岡市清水桜橋第1自転車等駐車場	
静岡市清水桜橋第2自転車等駐車場	
静岡市清水桜橋第3自転車等駐車場	
静岡市清水桜が丘自転車等駐車場	自転車
静岡市清水狐ヶ崎北自転車等駐車場	自転車 原動機付自転車
静岡市清水狐ヶ崎南自転車等駐車場	
静岡市草薙駅前西自転車等駐車場	
静岡市草薙駅前東自転車等駐車場	
静岡市草薙駅北口自転車等駐車場	
静岡市蒲原駅西自転車等駐車場	自転車 原動機付自転車
静岡市蒲原駅東自転車等駐車場	
静岡市新蒲原駅前自転車等駐車場	
静岡市由比駅前自転車等駐車場	
静岡市興津駅自転車等駐車場	自転車 原動機付自転車 自動2輪車

様式第1号中「第2条関係」を「第3条関係」に、

利用を希望する自転車等駐車場（○で囲む。）	青葉通り・追手町・黒金町西第1・黒金町西第2・黒金町東第1・黒金町東第2・東静岡駅北口・東静岡駅南口・森下町・安倍川駅西口・清水駅西口第1・清水駅東口・草薙駅前西・草薙駅北口・由比駅前	を
-----------------------	--	---

利用を希望する自転車等駐車場		に
----------------	--	---

改め、同様式備考を削る。

様式第2号その1中「第2条関係」を「第3条関係」に、「清水駅東口自転車等駐車場、東静岡駅北口自転車等駐車場、東静岡駅南口自転車等駐車場、安倍川駅西口自転車等駐車場及び草薙駅北口自転車等駐車場以外の定期利用駐車場」を「有料駐車場」に改める。

様式第2号その2中「第2条関係」を「第3条関係」に、「清水駅東口自転車等駐車場、」及び「東静岡駅南口自転車等駐車場、安倍川駅西口自転車等駐車場及び草薙駅北口自転車等駐車場」を削る。

様式第3号中「第2条関係」を「第3条関係」に改める。

様式第4号中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同様式備考を削る。

様式第5号中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同様式備考を削る。

様式第6号中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。

様式第7号中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、「清水駅東口自転車等駐車場、」及び「東静岡駅南口自転車等駐車場、安倍川駅西口自転車等駐車場及び草薙駅北口自転車等駐車場」を削る。

様式第8号中「第6条関係」を「第7条関係」に、

「

減額・免除を受けようとする理由 (番号を○で囲む。)	1 生活保護による被保険者 2 身体障害者(障害の程度 級) 3 その他()
-------------------------------	---

を

」

「

減額・免除を受けようとする理由	
-----------------	--

に

」

改める。

様式第9号中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

様式第10号中「第7条関係」を「第8条関係」に、

「

利用している駐車場 (○で囲む。)	青葉通り・追手町・黒金町西第1・黒金町西第2・黒金町東第1・黒金町東第2・東静岡駅北口・東静岡駅南口・森下町・安倍川駅西口・清水駅西口第1・清水駅東口・草薙駅前西・草薙駅北口・由比駅前
----------------------	--

を

」

利用している駐車場	
-----------	--

改め、同様式備考を削る。

様式第11号中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

様式第12号中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

様式第13号中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

様式第14号中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

様式第15号中「第11条関係」を「第12条関係」に、「静岡市清水駅東口自転車等駐車場利用料金承認申請書」を「指定管理駐車場利用料金承認申請書」に、「静岡市清水駅東口自転車等駐車場の」を「自転車等駐車場の」に改める。

様式第16号中「第11条関係」を「第12条関係」に、「静岡市清水駅東口自転車等駐車場利用料金承認証」を「指定管理駐車場利用承認証」に、「あった静岡市清水駅東口自転車等駐車場」を「あった自転車等駐車場」に、「を静岡市清水駅東口自転車等駐車場」を「を自転車等駐車場」に改める。

様式第17号中「第14条関係」を「第15条関係」に、「静岡市清水駅東口自転車等駐車場指定管理者指定申請書」を「指定管理駐車場指定管理者指定申請書」に、「静岡市清水駅東口自転車等駐車場の」を「自転車等駐車場の」に改める。

様式第18号を次のように改める。

様式第18号（第15条関係）

指定管理駐車場事業計画書

施設名：

事業計画の理念・方針

実施事業の概要（事業の構成及び年間計画表）

実施体制図

特記事項（効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等）

様式第19号を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市自転車等駐車場条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。